

徳島県情報公開審査会答申第197号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成28年10月19日、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成4年4月13日第1038号の境界確定協議書に関する一式書面」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年10月31日、本件請求に係る公文書を「境界確定協議書（平成4年4月13日付け）」、「現地協議確認書」及び「官民境界線の協議設定について（伺い）」と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年1月27日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年6月14日、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張等を要約すると、審査請求の趣旨及び理由は、おおむね次のとおりである。

- ① 本件処分の通知書（以下「本件決定通知書」という。）について開示されていない法律要件事実項目が存在するのでその記載を求める。
- ② 本件決定通知書に記載されている公開された「公文書の件名」に主要な書面である「境界確定書」の記載がないのでその記載を求める。
- ③ 本件公文書の「官民境界線の協議設定について（伺い）」の伺い文中に記載されている「㊦別添の依頼文書名、㊧関係図書の名称、㊨次案のとおり境界確定協議書名、㊩別添図面、㊪次案」の文書の開示を求める。
- ④ 平成4年4月20日に行われた境界立会（現地協議）は、関係する土地について

正当な権限を有する当事者の立会・確認及び同意もなく行われたものである。境界立会が有効に成立しているとする根拠，理由等の説明を求める。

- ⑤ ③の境界立会に基づいて作成された境界確定書は徳島県と第三者との間で締結されたものであるのに，審査請求人の親族が所有する土地の境界が公図等とは異なる位置に定められる根拠，理由等の説明を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書における理由説明を要約すると，本件処分の理由は，おおむね次のとおりである。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求においては，平成4年4月13日付け第1038号で当時の徳島県阿南土木事務所において受付した境界確定協議書に係る公文書の公開が請求されたものとし，同日付けの境界確定協議書，同年5月11日付けの現地協議確認書及び同月13日決裁の「官民境界線の協議設定について」に係る立案文書（以下「本件公文書」と総称する。）を，本件請求に係る公文書と特定した。

本件公文書には，境界確定協議の申請者及び立会者の印影と申請者の電話番号が記載され，これらの情報は条例第8条第1号に規定する個人に関する情報に該当することから，条例第12条第1項の規定により部分公開決定を行った。

2 審査請求に対する説明について

- (1) 審査請求人は，本件決定通知書に対して開示されていない項目が存在するため，その項目の開示について理由の説明を求めているが，非公開としたのは，申請者及び立会者の印影と申請者の電話番号のみであるため，開示されていない項目は存在しない。
- (2) 審査請求人は本件決定通知書の公文書の件名に「境界確定書」の記載が必要であると主張しているが，「境界確定書」は「伺い文書」を構成する一部であり，開示済みであるため，記載する必要はない。
- (3) 「官民境界線の協議設定について（伺い）」に記載された「㊶別添の依頼文書名，㊷関係図書の名称，㊸次案のとおり境界確定協議書名，㊹別添図面，㊺次案」については，㊶は境界確定協議書，㊷は「伺い」及び「境界確定協議書」に添付された書類，㊸は境界確定書，㊹は平面図，A-A'断面図，㊺は境界確定書を示しており，全て公開されている。
- (4) 審査請求人は，本件請求にない公文書の公開請求，境界確定に関する書類の無効性の主張その他各種説明を求めているが，これらは本審査請求が本件処分に対する不服申立てであることから，本件請求にない公文書公開請求，各種の主張及び説明は本審査請求の対象外である。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年12月9日	審議（第167回審査会）
令和2年1月23日	審議（第168回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、平成4年4月13日付け受付番号第1038号で徳島県阿南土木事務所が受付した境界確定協議の申請に関するものと認められる。

実施機関が特定した本件公文書は、当該境界確定協議の申請に基づき実施された同月20日の現地協議、当該現地協議により確認された境界線に関する合意に関する伺い文書であり、本件請求に係る公文書として特に不合理なものとは言えない。

2 本件決定通知書における公文書の件名の表記について

(1) 審査請求人が公開された公文書の件名の中に「境界確定書」が記載されていないとしているが、「境界確定書」は「伺い文書」に含まれているとする実施機関の説明は適当と認められる。

(2) 審査請求人は、本件公文書の「官民境界線の協議設定について（伺い）」の伺い文中に記載されている「㊦別添の依頼文書名、㊧関係図書の名称、㊨次案のとおり境界確定協議書名、㊩別添図面、㊪次案」の文書の開示を求めているが、これらの文書は本件公文書に含まれているとする実施機関の説明は適当と認められる。

3 本件公文書の内容に関する主張について

審査請求人は、本件処分により部分公開された公文書に含まれている「境界確定書」の有効性に関して第3の④及び⑤のように様々な主張をしている。

しかしながら、審査請求人が本件処分に対して行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる事由は、本件処分に関することに限られるとするのが相当である。本件処分は、条例に基づき、審査請求人が実施機関の保有する公文書の公開を求めた本件請求に対して、該当する公文書について一部を除いて公開するという決定処分を行ったものである。よって、本件処分に対して審査請求をすることができる事由としては、公文書の公開請求に係る公文書の「公開」に関する事、すなわち、請求に該当する文書として実施機関が特定した公文書の範囲、特定された文書のうち条例に規定する非公開事由に該当するとして公開されなかった部分の妥当性に関する事と等が該当する。公開された公文書に記載された内容の適否、当該公文書の有効性等

について不服を申し立てたり，理由・根拠の説明を求めたりすることは，公文書公開請求に係る公文書の「公開」に関することに該当するとは言えないことから公文書公開請求に対する決定処分に関する審査請求の事由に含まれるものとは認められず，本件処分に対する審査請求の対象及び理由として適当とは言えない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから，本件請求に係る公文書として特定した文書の範囲及び本件決定通知書の記載に関する実施機関の説明について特に不合理なところは認められず，また，審査請求人のその他の主張については，本件処分に関する審査請求として適当なものとは認められないので，本件公文書の一部を除いて公開するとした本件処分は，妥当であると判断した。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
田中 里佳	公認会計士，税理士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者